

移送サービスのガイドライン案

2002/9/27 阿波根剛史

- NPO 法人格を得ていること
- 移送サービスを開始する者は国土交通省、厚生労働省に事前に届け出ること
- 利用者は一般交通機関を利用することが難しい者とし、各団体に登録しなければならない
- 費用は一般タクシー料金を越えるものであってはならない
- 各団体の運転者は二種免許取得者が望ましいが、ボランティア等の運転者が運転を行うことが多く、各団体の運営理念とも関わることから、一種免取得者のみでもよい。ただし、安全運行管理の必要性があるため、各団体には必要な講習等を受けたコーディネーター（安全運行管理責任者）を置く。なお、この講習については、関係各機関が協議して定めた内容にもとづくものとする。